

あなたの自転車は大丈夫？

自転車の点検・整備
していますか？

整備不良の車両は思わぬ事故を引き起こします！

茨城県交通安全条例

県民は、その利用する自転車の定期的な点検・整備に努めなければなりません。

合い言葉は「ぶ た は しゃ べる」

ぶ ブレーキ
ぜんご
前後とも
よくききますか？

た タイヤ
くうき じゅうぶん はい
空気は十分に入っ
ていますか？
すり減っていませんか？

は 反射材
よご こわ
汚れたり壊れたり
していませんか？



自転車に
乗る前には必ず
セルフチェックを
しましょう。

しゃ 車体
きれつ はっせい
亀裂やさびは発生
していませんか？
ハンドルやサドルに
がたつきは
ありませんか？

べる ベル
よく鳴りますか？

※年に一度は、自転車安全整備士のいる自転車販売店等で点検整備を行いましょう。

「安全な自転車」を「安全運転」して、交通事故防止！！

自転車保険 入っていますか？

事故を起こしてしまったときに備えて、
自転車保険(賠償責任保険)に入りましょう！

自転車事故での
高額賠償事例も発生しています！

損害賠償額

9,521万円

(神戸地裁 H25.7.4判決)

男子小学生(11歳)が夜間、帰宅途中に自転車で行中、歩道と車道の区別のない道路において歩行中の女性(62歳)と正面衝突。女性は頭蓋骨折等の傷害を負い、意識が戻らない状態となった。

損害賠償額

9,266万円

(東京地裁 H20.6.4判決)

男子高校生が昼間、自転車横断帯のかなり手前の歩道から車道を斜めに横断し、対向車線を自転車で直進してきた男性会社員(24歳)と衝突。男性会社員に重大な障害(言語機能の喪失等)が残った。

損害賠償額

6,779万円

(東京地裁 H15.9.30判決)

男性が夕方、ペットボトルを片手に下り坂をスピードを落とさず走行し交差点に進入、横断歩道を横断中の女性(38歳)と衝突。女性は脳挫傷等で3日後に死亡した。

自転車保険の加入は茨城県交通安全条例で定められています

県民の皆様へ

- 自転車を利用する場合は、自転車保険への加入に努めなければなりません。

保護者の皆様へ

- お子様が自転車を利用する場合、自転車保険への加入に努めなければなりません。
- お子様に対して、交通事故の防止及び自転車の安全な利用について必要な指導を行うよう努めなければなりません。

事業者の皆様へ

- 事業に自転車を使用する場合、自転車保険への加入に努めなければなりません。
- 自転車通勤をしている従業員に対して、保険加入促進のための啓発と情報提供に努めなければなりません。

自転車販売店の皆様へ

- 自転車の購入者に対して、保険加入促進のための啓発と情報提供に努めなければなりません。

●問い合わせ先●

茨城県生活文化課 安全なまちづくり推進室 TEL.029-301-2842

茨城県生活文化課 安全なまちづくり推進室